

指定就労移行支援事業所 運営法人代表者 様
指定就労継続支援事業所 運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

就労選択支援事業所の指定に係る手続及び様式について

就労選択支援については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たな障害福祉サービスとして令和7年10月から実施されます。これを受け、今般、岐阜県における、指定に係る手続及び様式を定め、県ホームページに当該情報を掲載しましたので、お知らせします。また、事前協議については、令和7年7月14日(月)より受付を開始します。

指定申請を予定される事業者におかれては、各窓口に事前協議書類を持参または郵送にて提出願います。なお、既存の障害福祉サービス等の指定に係る事前協議については、原則指定希望日の3か月前までに実施いただき、指定申請については、指定希望日の30日前までに行ってくださいこととしておりますが、就労選択支援事業につきましては、下記のとおりとします。

記

1 就労選択支援事業に係る県ホームページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/440953.html>

2 指定申請に係る主な流れ

別紙のとおり

3 事前協議・指定申請の窓口(詳細は上記1県ホームページを参照)

・事業所所在地が岐阜圏域以外の場合 県障害福祉課事業所指導係

・事業所所在地が岐阜圏域の場合 岐阜地域福祉事務所

※ 事業所所在地が岐阜市内の場合は岐阜市にお問い合わせください。

4 就労選択支援事業の指定に係る事前協議・指定申請の期限

指定希望日	事前協議資料の提出期限	指定申請書類の提出期限
令和7年10月1日	令和7年8月12日	令和7年9月10日
11月1日	令和7年9月10日	令和7年10月10日
12月1日	令和7年9月30日	令和7年10月31日
令和8年1月1日以降	既存の障害福祉サービス等と同様	

※ 審査の状況によっては、指定希望日に指定できない可能性もあります。

障害福祉課事業所指導係			
担当係長	垣本	担当	澤本
連絡先	058-272-1111(内線3491)		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		